



中小企業・小規模事業者関係 予算・税制改正のポイント

平成 30 年度当初予算・29 年度補正予算

平成 30 年度税制改正

- ・詳しい情報は、中小企業庁ホームページをご覧ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- ・中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」
を開設いたしましたので、こちらもぜひご覧ください。
<https://www.mirasapo.jp/>

目次

1. 抜本的に生産性向上を支援します。

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業…………… P.1
- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費…………… P.2
- ・地域中核企業・中小企業等連携支援事業…………… P.3
- ・地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業…………… P.7
- ・未来投資促進税制…………… P.8
- ・（地域未来投資促進法関連）政府系金融機関による金融支援…………… P.9

2. 事業の承継と再編や統合を支援します。

- ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業…………… P.10
- ・事業承継・世代交代集中支援事業…………… P.11

3. 人材不足解消に向けて支援します。

- ・中小企業・小規模事業者人材対策事業…………… P.13
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業…………… P.14
- ・学びと社会の連携促進事業…………… P.15

4. 小規模事業者の持続的発展を支援します。

- ・小規模事業者対策推進事業…………… P.16
- ・小規模事業者支援パッケージ事業…………… P.17
- ・小規模事業者経営改善資金融資事業…………… P.17

5. 中小企業の海外展開を支援します。

- ・中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業、
グローバル企業展開・イノベーション促進事業の内数…………… P.18
- ・ふるさと名物応援事業
グローバル企業展開・イノベーション促進事業の内数…………… P.19

6. 商店街や中心市街地の活性化を支援します。

- ・地域・まちなか商業活性化支援事業
インバウンド型クールジャパン推進事業の内数…………… P.20
- ・インバウンド型クールジャパン推進事業…………… P.21

7. 起業・創業を支援します。

- ・地域創業活性化支援事業…………… P.22

8. 中小企業の経営改善をサポートします。

- ・認定支援機関による経営改善支援…………… P.23

9. 安定した事業環境を整備します。

・中小企業取引対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.24

10. 政策金融・信用保証による金融支援を行います。

・日本政策金融公庫補給金・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.25

・中小企業信用補完制度関連補助・出資事業・・・・・・・・・・P.25

・生産性向上に向けた経営力強化・設備投資支援・・・・・・・・P.25

11. 災害からの復旧・復興を支援します。

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）（東日本大震災、熊本地震）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.26

・東日本大震災復興特別貸付等【復興】・・・・・・・・・・P.27

・中小企業再生支援事業【復興】・・・・・・・・・・・・・・・・P.28

12. 災害対応力の強化を支援します。

・中小企業BCP策定支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.28

13. 税制改正で中小企業を支援します。・・・・・・・・・・P.29

1. 抜本的に生産性向上を支援します。

◎ ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 1,000.0 億円 <29 補正>

担当：中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816

1 次公募：平成 30 年 2 月 28 日～平成 30 年 4 月 27 日※公募終了

2 次公募：※時期等未定

- ①企業間データ活用型：複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。（補助上限額：1,000 万円/者、補助率 2/3）

※ 連携体は 10 者まで。さらに 200 万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可

- ②一般型・小規模型：中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。（補助上限額：1,000 万円・500 万円、補助率 2/3・1/2）

※ 一般型は上限額 1,000 万円で、生産性向上特別措置法案に基づいた、固定資産ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる先端設備等導入計画の認定を取得した者又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率 2/3。それ以外の事業は補助率 1/2。

※ 小規模型は上限額 500 万円（設備投資を伴わない試作開発等も支援）。小規模事業者は補助率 2/3、その他事業者は補助率 1/2

その他：

- ・専門家を活用する場合 補助上限額 30 万円アップ（1～3 共通）
- ・生産性向上特別措置法案に基づいた、固定資産ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる先端設備等導入計画に認定を受けた事業者は優先採択を行う。

以下のような取組に使える補助金です。

久保田酒造合資会社

（清酒製造・販売業 福井県）

資本金：1,200万円 従業員数：6名

- ・ものづくり・サービス補助金を活用し、酒造工程に自動化機能を備えた設備を導入。
- ・瓶詰め工程の必要人員が半減し、生産性が 2 割アップ。
- ・必要人員減によって、社長は徹底して酒蔵観光営業に回ることができ、酒蔵観光客数の 2 倍増を達成。
- ・省人化によって新商品開発にも着手でき、新事業展開も進めている。



◎ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 500.0 億円＜29 補正＞

担当：商務・サービスグループ サービス政策課 03-3580-3922

窓口：補助金事務局 0570-000-429

最大で 50 万円（補助率 1/2）の IT 投資を支援（補助）します。

中小企業等に対し、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入支援を行います。補助対象とする主な IT ツール（機能）は、簡易税務・会計処理、POS マーケティング、簡易決済、在庫・仕入れ管理、顧客情報管理・分析等を想定しています（補助額：15～50 万円、補助率 1/2）。

以下のような取組に使える補助金です。

補助金ホームページに登録、公開される IT ツール（ソフトウェア、サービス等）が対象です。補助対象とする IT ツールには、例えば、パッケージソフトの本体費用やクラウドサービスの導入・設定費用等が含まれます（ハードは対象外）。

※補助金ホームページ：<https://www.it-hojo.jp/>

（IT の利活用イメージ）



（効果のイメージ）

- ・顧客 1 人 1 人に応じたきめ細やかな接客サービスが実施可能となり、リピーターの確保や企業イメージの向上等につながることを期待されます。
- ・業務効率化を通じて、顧客のニーズにあわせた新たなサービスの開発、提案が可能となり、新規顧客の獲得等の実現にもつながります。

◎ **戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 130.0 億円 <30 当初>**

(地域中核企業・中小企業等連携支援事業の内数)

担当：中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816

窓口：各経済産業局等

- ①ものづくり：中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大 3 年間支援します。

(補助上限額：4,500 万円（初年度以降は異なる）、補助率 2/3)

公募期間：平成 30 年 3 月 16 日～平成 30 年 5 月 22 日

- ②サービス：中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が新たなサービスモデル開発等を 2 年間支援します。（補助上限額：3,000 万円、補助率 1/2（IoT、AI 等の先端技術活用の場合は 2/3））

公募期間：平成 30 年 3 月 16 日～平成 30 年 4 月 23 日※公募終了

※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇

以下のような取組に使える補助金です。

**管状複雑形状部品の金属プレス加工技術開発
(森鉄工(株) 佐賀県)**

課題

自動車業界等において、コスト削減のため、形状が複雑化した部品のプレス成形、加工にニーズが集まっていたものの、加工工程が多くなること、金型やプレス機が大型化する等のコスト削減阻害要因が発生していた。

技術概要

- 多軸制御プレスの技術蓄積を持つ森鉄工（株）と金型系の技術を持つ(株) 秦野精密が連携し、多軸精密制御型次世代プレス機及び多軸対応金型の開発を実施

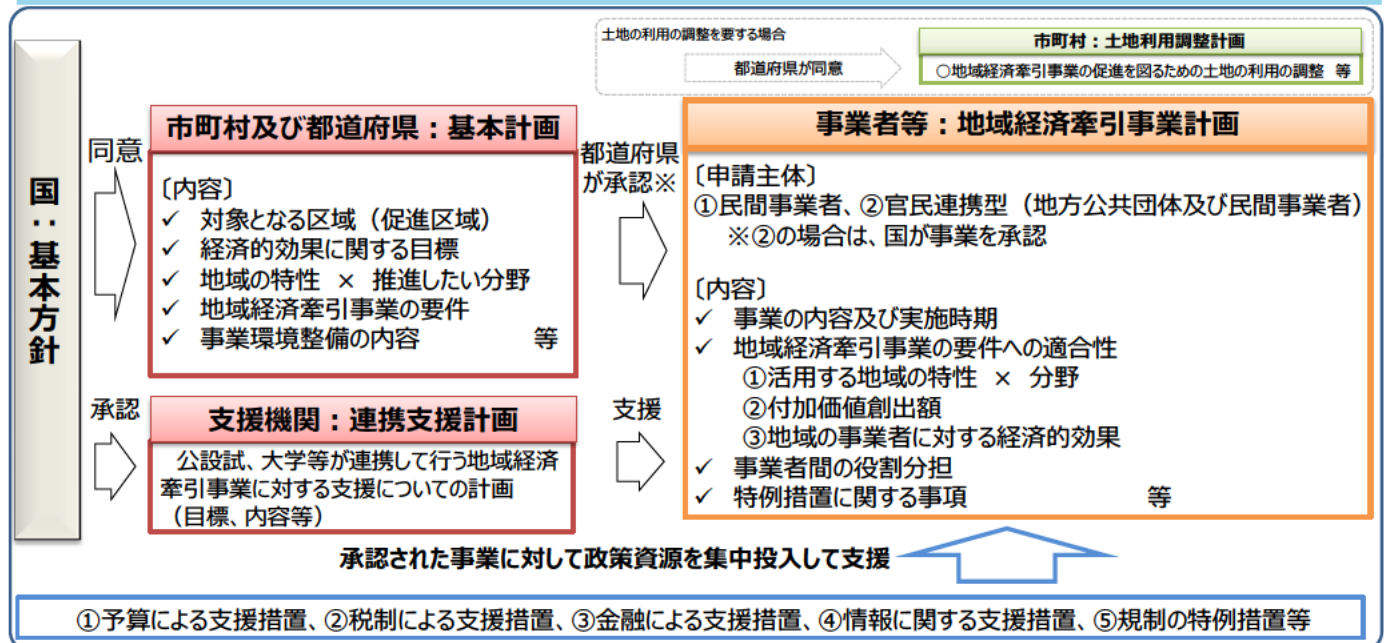


地域未来投資促進法について

- 基本計画を作成した自治体から、地域経済牽引事業の承認を得て、地域経済を牽引する事業を行う場合に、本支援メニューの対象となります。

※以下URLに、基本計画を作成した自治体など、本法律に関する詳細を掲載していますので、ご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html



地域未来投資促進法に関する主な支援措置について

① 予算による支援措置

<平成30年度当初予算>

- 地域中核企業・中小企業等連携支援事業
- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

- 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助【P3】
- 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助【P5】
- 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援【P6】

<平成29年度補正予算>

- 共同設備：地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用支援のための経費を補助【P7】※公募終了
- 連携措置：ものづくり補助金やIT導入補助金等の採択時に、地域未来投資促進法の承認案件を審査において優遇するなどの連携

<地方創生推進交付金の活用>

- 地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援（設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化）

② 税制による支援措置

- 先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置【P8】

- ・機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
- ・建物等：20%特別償却、2%税額控除

③ 金融による支援措置

- 日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資【P9】
- 地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 規制の特例措置等

- 工場立地法の緑地面積率の緩和
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- 一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案の創設

◎戦略分野における地域経済牽引事業支援事業 10.0 億円 <30 当初>

(地域中核企業・中小企業等連携支援事業の内数)

担当：地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム 03-3501-1587

窓口：各経済産業局等

公募状況：4月以降公募予定

最大で 1 億円（補助率 1/3）の補助が出ます。

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が連携して行う、地域経済を牽引する事業に係る設備投資を支援します。

【補助上限額】

・連携事業者数が 2 者の場合 : 5,000 万円

・連携事業者数が 3 者の場合 : 7,500 万円

・連携事業者数が 4 者以上の場合 : 1 億円

ただし、補助対象事業者に非中小企業が含まれる場合、連携事業者数を問わず補助上限額は 5,000 万円となります。また、非中小企業への補助額は補助額全体の 1/2 未満となります。

【補助率】 中小企業：1 / 3、非中小企業：1 / 4

<条件 1> 地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が 2 社以上（少なくとも 1 社は中小企業）で行う戦略分野における設備投資であることが必要です。

（注 1）補助対象事業者は全て地域経済牽引事業計画の承認を受けている事業者である必要があります。

（注 2）補助対象事業者がいずれも設備投資を行う必要があります。

（注 3）「戦略分野」とは、今後、高い成長が見込まれる以下のような分野です。

①先端ものづくり、②農林水産・地域商社、③第 4 次産業革命関連、

④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス

<条件 2> 地域中核企業創出・支援事業における支援において既に対象となった事業、新たに対象となる事業であることが必要です。

（注 4）平成 28 年度～平成 30 年度のハンズオン型の採択事業者、または、グローバル・ネットワーク協議会の支援を受けた事業者である必要があります。

【補助対象外】

・他の設備投資補助制度の交付対象となっている事業

・前年度の減価償却の 10 %未満となる非中小企業の設備投資

◎ 地域中核企業創出・支援事業 21.5 億円（委託費） <30 当初>
（地域中核企業・中小企業等連携支援事業の内数）

担当：地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 03-3501-0645

窓口：各経済産業局等

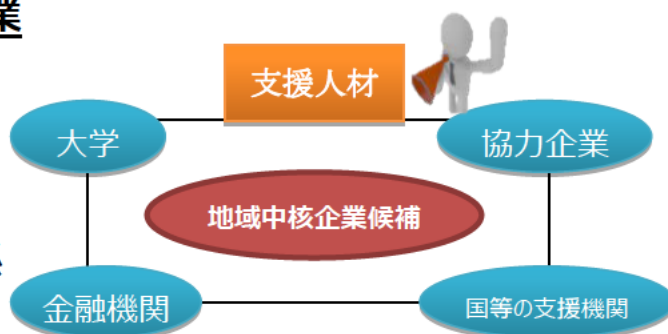
公募状況：一次公募終了（二次公募の有無については未定）

地域を牽引する地域中核企業の創出と成長を支援します。

優れた技術等を有し地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘するとともに、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、グローバルな展開も視野に入れた地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、事業化のための研究開発の取組を支援します。

① 地域中核企業創出支援ネットワーク形成事業

支援人材を活用して、地域中核企業候補と全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関 等）とのネットワーク構築を支援します。
対象経費：支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費 等



② プロジェクトハンズオン支援事業

支援人材を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、事業化戦略の立案/販路開拓をハンズオンで支援します。
対象経費：支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費 等



③ グローバル・ネットワーク協議会

国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援します。

◎ **地域における中小企業の生産性向上のための共同基盤事業 10.0 億円<29 補正>**

担当：地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム 03-3501-1587

窓口：各経済産業局等

公募状況：公募終了

公設試等における先端設備の利用を支援します。

本事業では、地域の複数の中小企業による共同利用が見込まれるような先端的な設備を導入し、中小企業への利用支援を講習会などにより行う公設試等に対して、補助を行います。

また、地域未来投資促進法に基づき、他の支援機関と連携して支援する計画（連携支援計画）がある場合は、優先採択を行う予定です。

【補助対象経費】

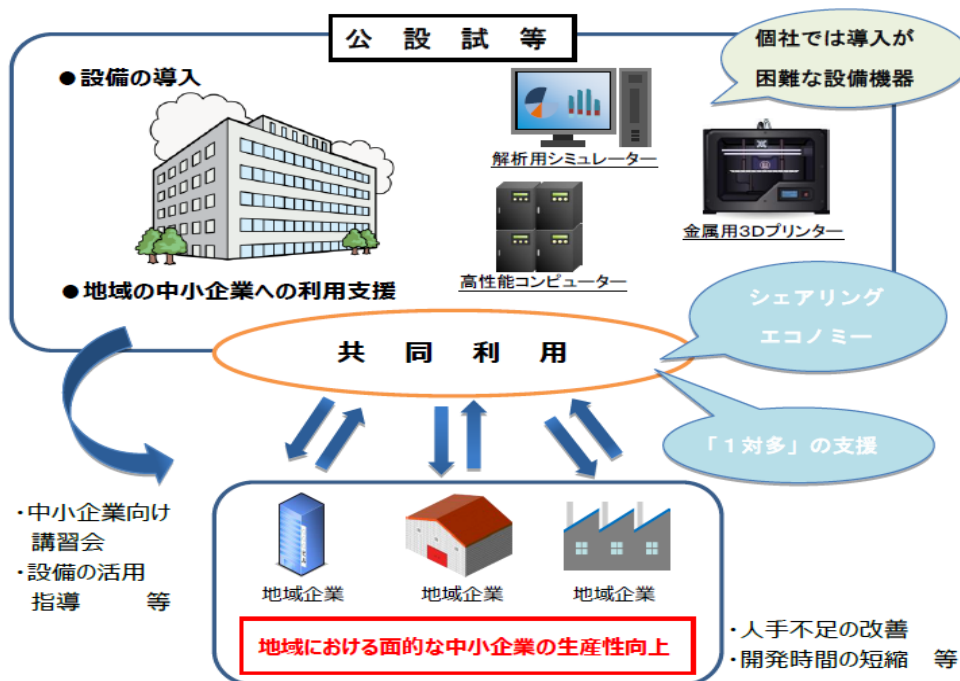
- ①機器の整備（機器の購入、設置等）
- ②人材雇用・育成（専門家の招へい。講習会の開催等）

【補助率・補助上限額】

定額補助・上限 1 億円

※ 高性能計算機案件または 3 つ以上の都道府県域にまたがる共同体による申請案件については、
上限 1.5 億円

事業イメージ



◎ **地域未来投資促進税制（適用期限：平成 30 年度末）**

担当：地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム 03-3501-1587

【対象事業】

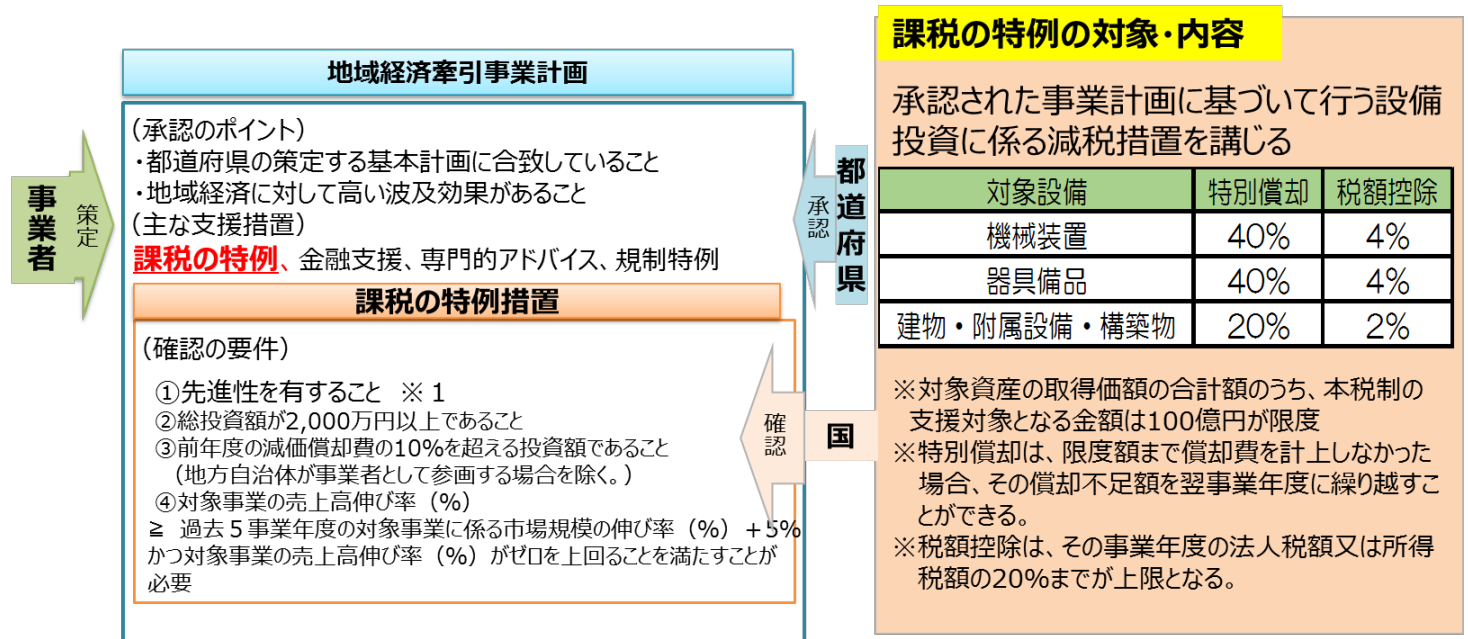
都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業（※）

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること。

【支援措置】

承認された地域経済牽引事業のうち、先進性を有することや総投資額が 2000 万円以上など、一定の要件を満たすことについて国の確認を受けた事業について、その事業で行う設備投資金額の一定割合について特別償却又は税額控除を受けることができます。

- 機械・装置、器具・備品：特別償却 40% 又は 税額控除 4%
- 建物・建物附属設備・構築物：特別償却 20% 又は 税額控除 2%



※ 1 生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く

◎ 日本政策金融公庫による金融支援（平成 30 年度より創設）

担当：地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム 03-3501-1587

【対象事業】

都道府県による承認を受けた地域経済牽引事業（※）

※都道府県が作成した基本計画において定められた地域の特性を活用し、都道府県が定めた一定の付加価値額及び地域の事業者に対する経済的効果が見込まれる事業であること。

【支援措置】

地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が、中小企業・小規模事業者に対し、長期かつ固定金利で融資します。

- 貸付期間 設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- 貸付限度 中小企業事業：
設備資金 7. 2 億円
運転資金 2. 5 億円（但し、総貸付限度額 7. 2 億円の内数）
国民生活事業：
設備資金 7,200 万円
運転資金 4,800 万円（但し、総貸付限度額 7200 万円の内数）
- 貸付利率 設備資金 中小企業事業：2.7 億円まで特別利率③*
(貸付期間 5 年以内の場合、0.30%)
2.7 億円を越える部分 基準利率
(貸付期間 5 年以内の場合、1.16%)
国民生活事業：特別利率 C *
(担保不要とする融資の場合、0.91%～1.40%)
運転資金 基準利率（中小企業事業：貸付期間 5 年以内場合、1.16%）
(国民生活事業：担保を不要とする融資の場合、1.81%～2.30%)
＜金利はいずれも平成 30 年 3 月 9 日現在＞

* 以下のいずれかを満たす場合は特別利率③・C。いずれも満たさない場合には特別利率①・A。

- ・新規開業して 7 年以内 又は 困難な経営状況にある場合 又は 公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合
- ・複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律承認基準を満たし、かつ、上記 3 条件のいずれかを満たす事業者

2. 事業の承継と再編や統合を支援します。

◎ 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 68.8 億円 <30 当初>

事業再生担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

事業引継ぎ担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

窓口：再生支援協議会・事業引継ぎ支援センター

事業再生や事業引継ぎに取り組む事業者をサポートします。

事業再生：各地の再生支援協議会で、財務上の問題を抱えている事業者に対する窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援、円滑な債務整理に向けた支援を実施します。

事業引継ぎ：各地の事業引継ぎ支援センターで、後継者不在に悩む事業者の事業承継についての幅広い相談対応や、後継者不在の事業者とその経営資源を活用して事業を拡大したい事業者とのマッチング等の支援をします。

参考：事業引継ぎ支援センターの取組事例

バロ電機工業株式会社（譲渡企業）の古田前社長は、70 歳を目前にして、社内に後継者候補がおらず、会社の将来や従業員の雇用について、広島県事業引継ぎ支援センターに相談。

登録機関である広島銀行のサポートを受け、同業他社である東洋電装株式会社とマッチングを行い、M & A に至った。

バロ電機工業株式会社は、従業員 11 名の雇用の維持と、長く続いてきた社名を引き継ぐ事に成功。

東洋電装株式会社は、熟練した技術者と近接地域での工場の確保に成功。さらに、バロ電機工業株式会社は民間市場を、東洋電装株式会社は公共市場を商圏としていたため、販路の大幅な拡大にも繋がった。



参考：再生支援協議会の取組事例

[製造業（製造加工業）A 社の事業再生の一例]

窮境原因

- A 社は事業の多角化を目指して多額の設備投資を実施したものの、主力商品市場の縮小により売上が減少
- その結果、多額の設備投資を行った際の借入金の返済が負担となり、債務超過に陥る

再生支援協議会による支援

下記を内容とする再生計画の立案・策定支援、金融機関との調整

- 同業者である地元企業(B 社)からの出資を受け、新会社(C 社)を設立
- A 社は C 社に対して収益性のある事業を譲渡し、事業対価を原資に既存の金融債務を返済
- 残りの金融債務は、金融機関との調整の結果、全額債権放棄を受け、A 社は特別清算
- A 社の経営者は「経営者保証に関するガイドライン」の適用により、保証債務の一部を履行し、一定の資産を残して保証債務を免除

成果

- 債務超過状態にあった A 社について、債権放棄と保証債務の免除による円滑な清算及び収益性のある事業の C 社への承継の実現
- これにより、A 社の従業員の雇用も維持

◎事業承継・世代交代集中支援事業 50.0 億円＜29 補正＞

事業承継担当： 中小企業庁 財務課 03-3501-5803

公募状況： 3 月から 4 月に公募予定

事業承継の気づきの機会の提供を行い、集中支援を行います。

プッシュ型支援：各地域の中核的役割を果たす支援機関に対して、国から地域別・業種別休廃業リスク分析等の高度なデータの提供を受けつつ、データの分析結果に基づき、特に支援が必要とされる地域・業種に対して、専門家派遣等の集中的かつ効果的な支援を実施します。

後継者への承継の場合最大で 500 万円、再編・統合を行う場合には最大で 1200 万円の補助が出ます。

事業承継補助金：事業承継を契機として、経営革新や事業転換等に取り組む中小企業に対して、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。また、事業転換を行う場合や、サプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業の継続のため M&A 等の手法を活用し再編・統合を行う場合は補助上限を引き上げます。

（後継者承継支援型）

小規模企業者の場合（補助上限額 200 万円、補助率 2／3 以内）

小規模企業者で事業転換を伴う場合（補助上限額 500 万円、補助率 2／3 以内）

小規模企業者以外の場合（補助上限額 150 万円、補助率 1／2 以内）

小規模企業者以外で事業転換を伴う場合（補助上限額 375 万円、補助率 1／2 以内）

（事業再編・事業統合支援型）

採択上位の場合（補助上限額 600 万円、補助率 2／3 以内）

採択上位で事業転換を伴う場合（補助上限額 1200 万円、補助率 2／3 以内）

採択上位以外の場合（補助上限額 450 万円、補助率 1／2 以内）

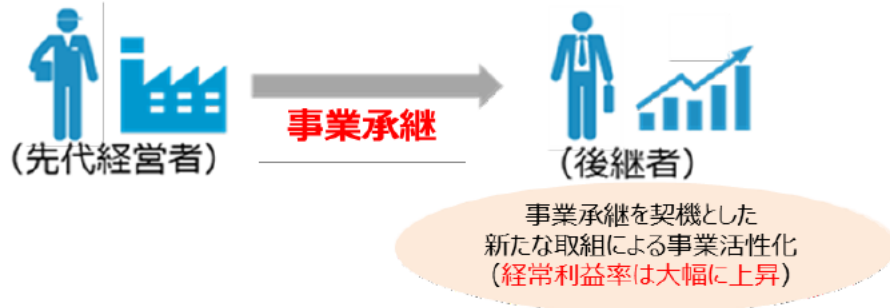
採択上位以外で事業転換を伴う場合（補助上限額 900 万円、補助率 1／2 以内）

事業承継税制については、「13. 税制改正で中小企業を支援します。」をご参照ください。

事業承継補助金 ※補助対象事業者のイメージ

- ・ 農業用資材卸売業
(ビニールハウス等)
- ・ 業務の多角化→不採算
- ・ 市場環境の悪化による大幅赤字

- ・ 不採算事業、ノンコア事業からの撤退
- ・ 湿度調整機能付きビニールハウス等、
新商品の展開による新市場開拓



3. 人材不足解消に向けて支援します。

◎ 中小企業・小規模事業者人材対策事業 18.5 億円<30 当初>

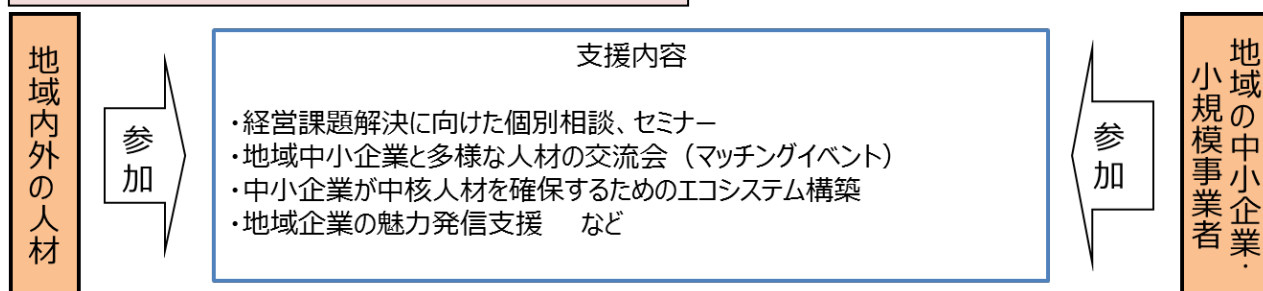
担当：中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

人材の確保・育成を支援します。

各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。

中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

地域中小企業人材確保支援等事業



中小サービス業中核人材の育成支援事業

サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし実地研修を組成することで、経営の成功の鍵を体得する機会を提供します。

スマートものづくり応援隊事業

生産現場の工程改善や IoT・ロボット導入に知見を有する専門家（スマートものづくり応援隊）の人材育成・中小企業への派遣を通じて、生産性向上の伝承を促進します。

◎ 中小企業・小規模事業者のストップ°総合支援事業 50.2 億円 <30 当初>

担当：中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

窓口：各地のよろず支援拠点

相談にのり、必要に応じて企業支援の専門家を無料で派遣します。

中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善などの様々な経営課題について、全国のよろず支援拠点で相談を受けることができます。各拠点には、人手不足対応を担当する相談員（「人手不足アドバイザー（仮称）」）を配置します。また、高度・専門的な課題については、それに応じた専門家が派遣され、3 回まで（事業承継に係る課題の場合に限り 5 回まで）無料でアドバイスを受けることができます。

<企業概要>

事業者の声

Shelly.na（代表：當眞 清乃）

<コメント>

「すべてが初めてで不安の中、よろず支援拠点はずっとサポートしてくれました。試行錯誤しながら自分の手で商品を作り、それをお客様に選んでいただける。そんな充実した日々を過ごしているのは、あの初めてよろず支援拠点に行った日、私は一人じゃないと思えることが出来たからです。」



◎ 学びと社会の連携促進事業 25.0 億円の内数 <29 補正>

担当：中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

創業・新事業促進課 03-3501-1816

中小企業における将来の中核人材候補を育成します。

中小企業等で働く就職氷河期世代（将来の経営者・管理者候補となり得る従業員）を対象に、①社会人基礎力講座と②中小企業等で求められる専門スキル講座を、座学及び Web 講座の 2 つの形式で提供します。

【講座(プログラム)のイメージ】

①社会人基礎力講座（座学 又は Web 講座）

- ・主体性 ・働きかけ力 ・課題発見力 ・計画力
- ・自律性 ・スキルの棚卸し等

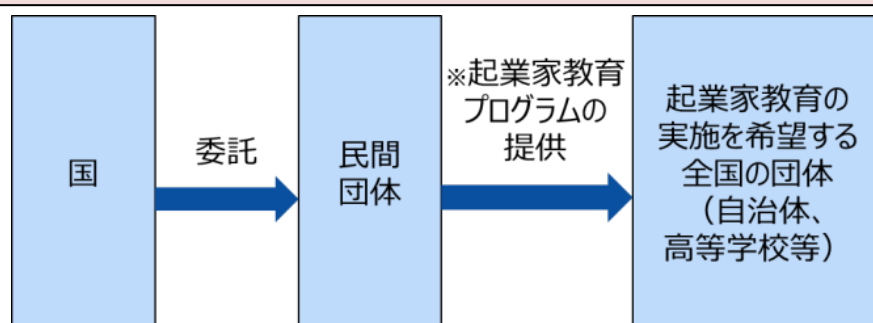
②専門分野講座（座学 又は Web 講座）

- ・第四次産業革命下で求められる IT 活用（リテラシー）講座
- ・中小企業からのニーズの高い「営業・販売・サービス」や「生産現場」等に関するマネジメント講座

若年層向け起業家教育を実施する機会を提供し、全国的な創業気運の醸成を図ります。

起業家教育事業：国は公募により委託事業者（民間団体の 1 社）を選定し、委託事業者が起業家教育の実施を希望する団体（自治体・高等学校等）に対して、※1 起業家教育プログラム（対象：高校生）を提供する。

事業のイメージ



※1「起業家教育プログラム」とは、高校生が実際に身の回りの課題等を発見し、解決するビジネスアイデアを考える創業体験プログラム。先輩起業家による講演、ワークショップなど年間で 20 時間程度を実施。

4. 小規模事業者の持続的発展を支援します。

◎小規模事業対策推進事業 49.4 億円<30 当初>

担当：中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

窓口：全国商工会連合会、日本商工会議所

商工会・商工会議所による小規模事業者支援を推進します。

①地域力活用新事業全国展開支援事業：商工会・商工会議所が小規模事業者と連携して行う地域資源を活用した特産品・観光開発等の地域経済活性化に向けた取組を支援します。（補助上限：500～800 万円 補助率：調査事業費に対しては定額補助、1 年目は 2/3 補助、2 年目以降は 1/2 補助）

②伴走型小規模事業者支援推進事業：「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所が行う、小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援を推進します。（補助上限額：700 万円 補助率：定額）

以下のような取組に使える補助金です。

①地域力活用新事業全国展開支援事業

未利用の果実をお酒に【小樽商工会議所（北海道）】

これまで流通が確立していなかった北海道余市町産、仁木町産の梅を使用したお酒シリーズ。女性メンバーを中心に商品の企画からパッケージデザインまで開発女性の興味を引くポイントを凝縮している。数量限定での生産。



②伴走型小規模事業者支援推進事業

地域経済活性化に資する取組に関する活用事例【長岡商工会議所（新潟県）】

【概要】 長岡野菜を用いたお菓子や漬物、惣菜等の即売会「ながおか野菜クオーレ祭り」を市内で 2 日間、開催。

【狙い】 小規模食品加工業者の販路拡大、伝統野菜である長岡野菜の普及・PRによる地域経済活性化と長岡の食文化継承。

【成果】 来場者数は 2 日間で 1 万 5,500 人にのぼり、参加した 48 事業者の売上総額は約 1,000 万円。長岡野菜は、地元のみならず首都圏の飲食店からも注目されつつある。



◎ **小規模事業者パッケージ事業（小規模事業者持続化補助金等）120.0 億円**
<29 補正>

担当：中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

最大で 50 万円（補助率 2/3）の補助が出ます。

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。なかでも、賃上げ等に取り組む事業者による取組は重点的に支援します。（補助上限額：50 万円・100 万円（賃上げ等）、補助率 2/3）

小規模事事業者等の販路開拓等を図る場を提供する取組を支援します。

商工会・商工会議所をはじめとする中小企業・小規模事業者団体等が、ブランドの磨き上げ、展示会・商談会の開催、都市部での販売拠点（アンテナショップ）の設置、インターネット通販サイトなどの環境を提供していくことを支援します。

◎ **小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資等）42.5 億円 <30 当初>**

担当：中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

窓口：各地の商工会、商工会議所

最大で 2,000 万円、無担保・無保証人・低利で融資が受けられます。

商工会・商工会議所等の経営指導を受け、経営改善に取り組む小規模事業者は無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

貸付限度額：2,000 万円

貸付利率：1.11%（平成 30 年 4 月 11 日現在）

貸付期間：運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内

5. 中小企業の海外展開を支援します。

◎ 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 20.4 億円 <30 当初>

◎ グローバル企業展開・イノベーション促進事業 40.1 億円の内数 <29 補正>

担当：中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

窓口：各地のジェトロ、中小企業基盤整備機構等

最大で 140 万円（補助率 1/2）の補助が出ます。

事業計画の策定から海外展示会への出展等を通じた販路開拓、現地進出、進出後の課題の対応までを一貫して戦略的に支援します。具体的には、海外展開戦略策定につなげるための海外現地における事業の実現可能性調査や Web サイトの外国語化等の支援（補助上限額：50 万円、補助率 1/2（輸出企業の場合）、補助上限額：140 万円、補助率:1/2（直接投資企業の場合）、補助上限額：100 万円、補助率 1/2（web の外国語化支援））、海外展示会への出展等を通じた販路開拓支援等を行います。

以下のような取組に使える補助金です。

<沖縄のローカルヒーローのコンテンツ、関連グッズの新規市場開拓>



29年度の主な支援対象展示会

展示会名	分野	開催都市
MTAベトナム	機械	ベトナム・ホーチミン
MEDICA	医療機器	ドイツ・デュッセルドルフ
METALEX	機械	タイ・バンコク
メゾン・エ・オブジェ	デザイン	フランス・パリ

◎ ふるさと名物応援事業 10.5 億円 <30 当初>

◎ グローバル企業展開・イノベーション促進事業 40.1 億円の内数 <29 補正>

担当：中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

窓口：各経済産業局等

最大で 2,000 万円（補助率 2/3）の補助が出ます。

農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組を支援します。具体的には、新商品・新サービスの開発のための設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費などを補助します。

原則：補助率 1/2、補助上限 500 万円

- ・支援事業者（地域資源）の場合、上限額:1,000 万円
- ・4 者連携（地域資源）の場合、補助率 1 回目 2/3、上限額:2,000 万円
- ・機械化・IT 化（農商工）の場合、補助率 1 回目 2/3、上限額 1,000 万円

また、地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトを確立し、海外展示会出展等を通じて海外販路開拓に取り組む事業を支援します。（補助上限額：200 万円、定額補助（戦略策定）、補助上限額：2,000 万円、補助率：2/3（ブランド確立 1～2 年目）、1/2（ブランド確立 3 年目））

以下のような取組に使える補助金です。

<農商工連携の事例>



手もぎ収穫されていた生食用スイートコーンの自動収穫機を開発し、販売

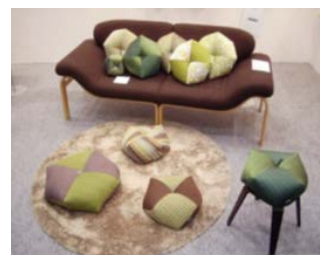
<地域資源活用の事例>



ヤスリの技術を活用した多様な用途向けヤスリの開発及び販路開拓

<海外販路開拓の事例>

京座布団作りの伝統と技を活用した新感覚クッションの海外展開



6. 商店街や中心市街地の活性化を支援します。

① 地域・まちなか商業活性化支援事業 16.3 億円 <30 当初>

② インバウンド型クールジャパン推進事業（地域文化資源活用空間創出事業）
58.5 億円の内数 <29 補正>

商店街担当：中小企業庁 商業課 03-3501-1929

中心市街地担当：地域経済産業 G 中心市街地活性化室 03-3501-3754

窓口：各経済産業局等

商店街での新しい取組や、中心市街地での商業施設整備に補助が出ます。

① 商店街における子育て・高齢者支援サービスの提供や外国人向け宿泊施設整備などの新しい取組、中心市街地における波及効果の高い複合商業施設の整備などの取組を支援します。

・地域商業自立促進事業 補助上限額：2 億円、補助率：2/3、1/2

・中心市街地再興戦略事業 補助上限額：2.5 億円又は 1 億円、補助率：2/3、1/2

② 歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化など地域文化資源と連携した空間創出によって、中心市街地や商店街ににぎわいを創出する取組を支援します。

・商店街関係（空間整備事業） 補助上限額：7,500 万円、補助率：2/3、1/2

・商店街関係（交流促進事業） 補助上限額：300 万円、補助率：1/2

・中心市街地関係 補助上限額：2.5 億円又は 1 億円、補助率：2/3、1/2

以下のような取組に使える補助金です。

○子育て支援施設の整備



○外国人向け宿泊施設の整備



◎ インバウンド型クールジャパン推進事業 58.5 億円の内数<29 補正>

担当：中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

最大で 2,000 万円（2/3）の補助が出ます。

中小企業・小規模事業者と地方自治体等が連携し、地域文化資源やふるさと名物を活用した新たな商品開発、販路開拓を行う仕組みや観光客の地域における滞在環境の向上を目指す取組等を支援します。（補助上限額：2,000 万円、補助率：2/3）

※「中小企業地域産業資源活用促進法（平成 19 年 6 月施行）」に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定事業者であること。4 者以上の共同申請案件であること。等

以下のような取組に使える補助金です。

＜新観光商品等造成事業＞

⇒計画策定、マーケティング、ワークショップの開催、先進事例の視察、名産品開発など商品造成、広報 PR、モニターツアーの実施 等



＜滞在環境整備事業＞

⇒多言語観光案内板、案内標識の整備、Wi-Fi 環境整備など受入環境の整備、予約システムなどのシステム開発・導入 等



7. 起業・創業を支援します。

◎ 地域創業活性化支援事業 6.3 億円 <30 当初>

担当：中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

最大で 200 万円（1/2）の補助が出ます。

若者や女性など創業を目指す方の店舗借入費や設備導入費などの創業費用等を支援します。（補助上限額：200 万円（外部資金の確約がない場合 100 万円）、補助率：1/2）※産業競争力強化法に基づく認定市区町村から創業支援を受ける創業者が対象です。

以下のような取組に使える補助金です。

創業補助金 「ミニだるま製造・販売・PR 実施による雇用創出・地域活性化」

【事業内容】

- 日本 3 大だるま市の一つ深大寺の地域の活性化・雇用創出を目的に直径 20 ミリのミニだるま（呼称：ちいだるま）など、だるまをモチーフとした商品の製造・販売・PR に取り組む。
- これにより、福祉施設・調布市在住の主婦への就労機会の提供、だるまを活用した調布のだるまのイメージ定着、深大寺地域への訪問者の増加を図っている。



8. 中小企業の経営改善をサポートします。

◎ 認定支援機関による経営改善支援 30 億円＜29 補正＞

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：各地の経営改善支援センター

認定支援機関による事業者の経営改善計画の策定を支援します。

① 経営改善計画策定支援事業

中小企業者が自らの事業を見直し、借入金の返済条件の緩和等の金融支援を必要とする本格的な経営改善を図るために、税理士・中小企業診断士等の認定支援機関による支援を受けて取り組む経営改善計画の策定を支援します（補助率 2 / 3 まで、上限 200 万円）。

② 早期経営改善計画策定支援事業

中小企業者が税理士・中小企業診断士等の認定支援機関の支援を受けて、資金繰り管理や採算管理など早期段階における経営改善計画の策定を行う場合に、その費用の 3 分の 2 を国が支援します（上限 20 万円）。

参考：経営改善計画の策定支援事例

○ 食品製造業（パン屋）の事例（資本金 1,000 万円、従業員 20 人）

<課題>

- ・業況拡大に向けて多店舗展開したものの、業績悪化に伴う閉店により、多額の損失を計上。
- ・安売りセール無くして売上確保が難しい状況に陥る。

<取組>

- ・税理士の指導のもと、商品毎の利益率に着目し、販売する商品の選択や、店舗毎に原価率の改善目標を設定する等の数値管理を徹底し、従業員に対して店舗の売上げ等を共有するなどの経営改善計画を策定。

<成果>

- ・前年同月比で約 28 %の売上アップを実現。
- ・従業員から新商品の提案が行われるなど、従業員の意識・行動も変化した。



9. 安定した事業環境を整備します。

◎ 中小企業取引対策事業 13.9 億円 <30 当初>

担当：中小企業庁 取引課 03-3501-1669

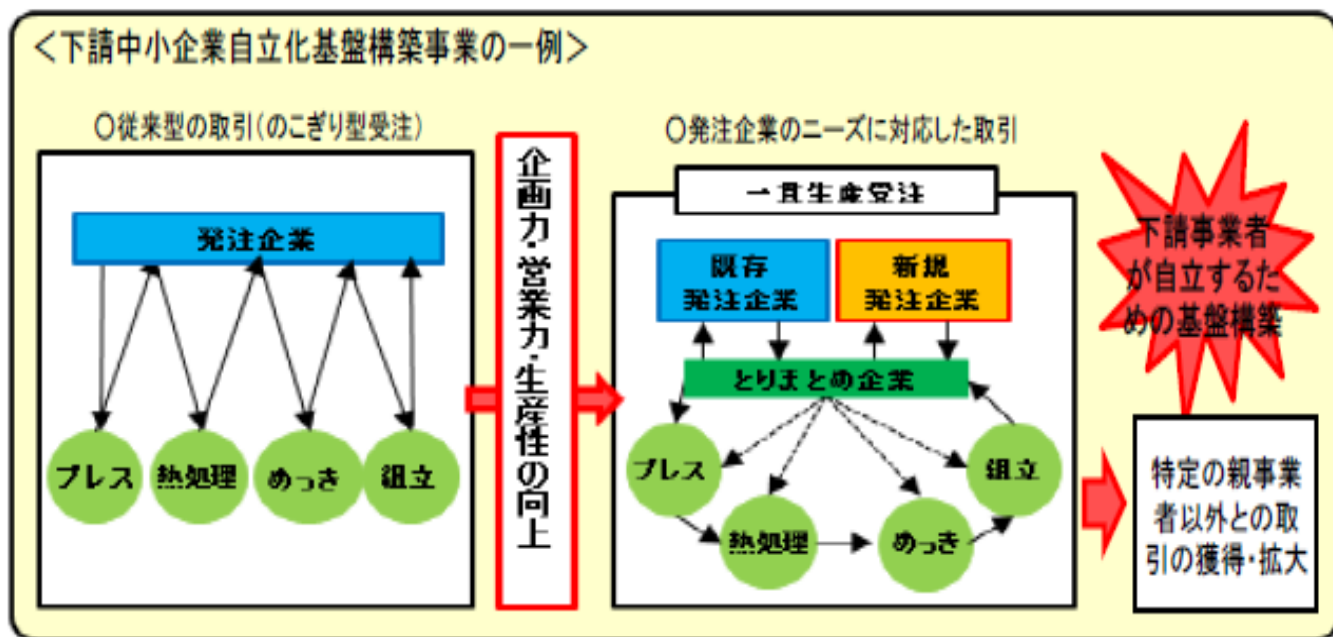
窓口：各経済産業局等

最大で 2,000 万円（補助率 2/3）の補助が出ます。

下請事業者同士が連携して行う調査研究や設備導入などを支援します。（補助上限額：2,000 万円、補助率：2/3）

また、親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小により売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などの取組を支援します。（補助上限額：500 万円、補助率：2/3）

以下のような取組に使える補助金です。



10. 政策金融・信用保証による金融支援を行います。

◎ 日本政策金融公庫補給金 165.1 億円 <30 当初>

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：日本政策金融公庫

日本政策金融公庫を通じて資金繰り支援を実施します。

日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について財政措置を行うことで、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業者や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援します。

◎ 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 61.0 億円 <30 当初>

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：信用保証協会

信用保証協会を通じて資金繰り支援を実施します。

経営状況が悪化している中小企業者の借入れに対して信用保証協会が保証を行い、資金繰りの円滑化を図ります。このために、中小企業者による債務不履行発生時に協会が負担する損失の一部を補填します。

あわせて、経営改善・生産性向上に取り組む中小企業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施します。

◎ 生産性向上に向けた経営力強化・設備投資支援 45.0 億円

(加えて財務省計上 5.0 億) <29 補正>

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：日本政策金融公庫

日本政策金融公庫を通じて生産性向上への取組を引き続き支援します。

日本政策金融公庫に対して財政措置を行うことで、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けて生産性の向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資を支援します。

1 1. 災害からの復旧・復興を支援します。

◎ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）

① 東日本大震災被災地向け 149.6 億円＜30 当初＞

② 熊本地震被災地向け 46.9 億円＜29 補正＞

担当：中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

①窓口：岩手県、宮城県、福島県

②窓口：熊本県

最大で 15 億円（補助率 3/4）の補助が出ます。

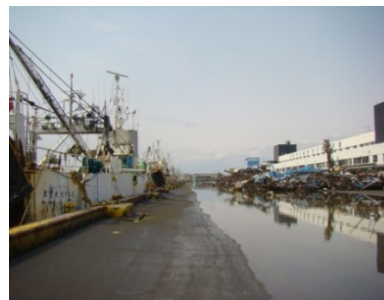
①東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15 億円、補助率：中小企業者等 国 1/2、県 1/4、それ以外 国 1/3、県 1/6）

②熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用及び共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用を支援します。（補助上限額：15 億円、補助率：中小企業者等（国 1/2、県 1/4）、それ以外（国 1/3、県 1/6））

以下のような取組に使える補助金です。

＜①東日本大震災の例＞

- 東日本大震災により水産加工場等の施設が被災。
- 水産加工関連の事業者でグループを構成。
- 本補助金で、被災した施設の復旧を進めるとともに、グループで工場や倉庫等の共同利用化を促進し、経営の合理化を行う。



＜②熊本地震の例＞

- 熊本地震により宿泊・観光施設等が被災。
- 観光関連の事業者でグループを構成。
- 本補助金で、被災した施設等の復旧を進めるとともに、グループで復興に向けた取組の記録映像を撮影して、村のファンの増加に向けた取組を行う。



◎ **東日本大震災復興特別貸付等【復興】60.0 億円＜30 当初＞**

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：日本政策金融公庫・

東日本大震災被災地向けの資金繰り支援を引き続き実施します。

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図るため、日本政策金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等の低利融資を実施するために必要な財政措置を行います。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付利率
①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内(警戒区域等として公示されたことがある区域を含む)の中小企業者	A) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】 6,000万円(上乗せ) B) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) C) 据置期間 最大5年	ア) 金利引下げ措置(被害証明書の提出を受けた場合) 【日本公庫 中小事業】基準利率(注2)から▲0.5% 【日本公庫 国民事業】基準利率(災害貸付)(注2)から▲0.5% ※ただし貸出後3年間は、中小事業は1億円・国民事業は3,000万円までは、▲1.4%。
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者	D) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】 6,000万円(上乗せ) E) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) F) 据置期間 最大3年	イ) 金利引下げ措置(被害証明書の提出を受けた場合) 【日本公庫 中小事業】基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3) 【日本公庫 国民事業】基準利率(災害貸付)(注2)から最大▲0.5%(注3) ※ただし貸出後3年間・3,000万円までは、最大▲1.4%(注4)。
③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む。)※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	G) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 7.2億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】 4,800万円(別枠) H) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) I) 据置期間 最大3年	ウ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3)。

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2：平成30年4月11日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.16%、国民事業は、①②の場合(基準利率(災害貸付))は1.36%③の場合(基準利率)は1.81%。(貸付期間が長くなれば金利も上昇。基準利率・基準利率(災害貸付)は毎月1回改定。)

注3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

注4：▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能。

注5：商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

注6：注3の金利引き下げ措置については、前8年のいずれかの年の同期の売上高等との比較により適用可能。

* 上記①～③の他、自己資本が毀損した中小企業に対して、資本性を有する長期資金(一括償還型)を供給する「震災復興支援資本強化特例」の利用が可能(中小事業)。

* 平成25年度より、特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものであり、かつ、①から③のいずれかに該当するものに対象を限定。

◎ 中小企業再生支援事業【復興】12.2 億円＜30 当初＞

担当：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

窓口：産業復興相談センター

東日本大震災被災地の中小企業の再生を支援します。

東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題を含む再生支援に対応するため、各地の「産業復興相談センター」が被災事業者からの相談に応じるとともに、必要に応じて再生に向けた事業計画の策定支援・債権買取支援等を行います。

1 2．災害対応力の強化を支援します。

◎ 中小企業 B C P 策定支援事業 7 億円＜29 補正＞

担当：中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-0459

B C P 策定を行う中小企業者に専門家を無料で派遣します。

中小企業・小規模事業者が災害対応力の強化のための B C P（事業継続計画）策定や、平時に行うべき活動、緊急非常時における事業継続のための取組（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を実施する場合に専門家からの指導を受ける際、3 回まで無料でアドバイスを受けることができます。

1 3. 税制改正で中小企業を支援します。

◎ 事業承継税制の抜本的見直し＜拡充＞

担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

今後 10 年以内には事業承継を行う者を対象に、より利用しやすい制度にします。

事業承継税制とは、後継者が、非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合に都道府県知事の認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。

中小企業経営者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、事業承継を力強く後押しするため、事業承継税制を抜本的に見直し、拡充します。

※今後 5 年以内に特例承継計画を提出し、10 年以内に実際に承継を行う場合が対象となります。

■ 改正概要

- ①対象株式等の上限を撤廃し、猶予割合 100%に引き上げ。
- ②複数株主から複数後継者（最大 3 人）へ対象者を拡大。
- ③雇用要件を抜本的見直し、未達成の場合でも猶予継続可能。
- ④売却・廃業時における減免制度の創設。

参考：抜本的見直しの概要

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正後

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

◎ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 <創設>

担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

親族外への事業承継（M & A）の支援策を創設します。

後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業を再編・統合し、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要です。

そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&A による事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押しします。

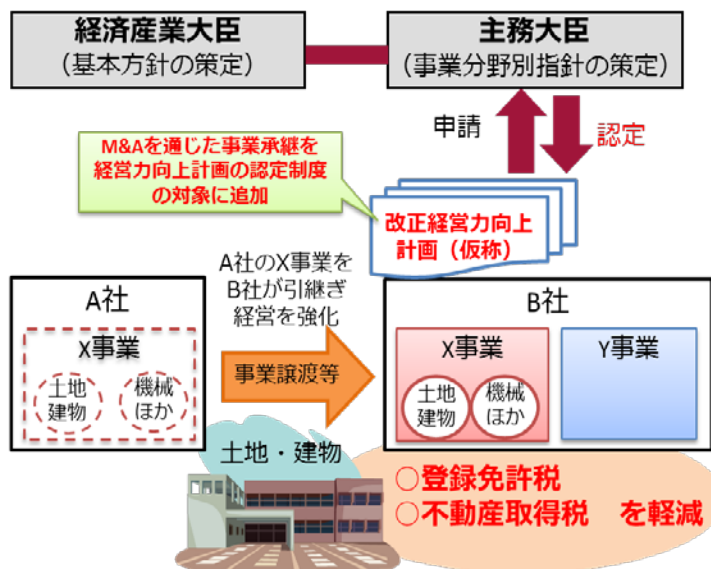
■ 改正概要

認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設します。

参考：制度概要

【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	2.0%	1.6%
合併による移転の登記	0.4%	0.2%
分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

◎ 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 <創設>

担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

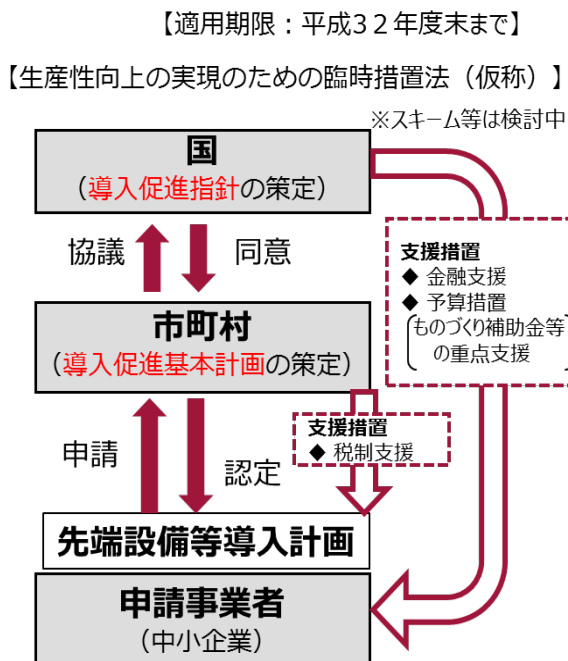
赤字も含めた中小企業の設備投資を強力に後押しします。

集中投資期間中（平成32年度末まで）における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じます。また、本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押しします。

■ 改正概要

市町村の認定を受け、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税の軽減（ゼロ～1/2）が受けられます。

参考：改正後の制度概要



対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり

※2 市町村内で地域指定がある場合あり

※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

※4 市町村の条例で定める割合

◎所得拡大促進税制の延長及び拡充

担当：中小企業庁 企画課 03-3501-1765

中小企業の賃上げを強力に支援します。

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除する所得拡大促進税制を拡充し、3年間延長します（平成32年度末まで）。

【改正のポイント】

- 1.5%以上の賃上げをした中小企業・小規模事業者は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けられます。
- さらに、2.5%以上の賃上げを実施した中小企業・小規模事業者のうち、一定の要件（教育訓練費増加や経営力向上）を満たす場合は、税額控除率が25%に深掘りされます。

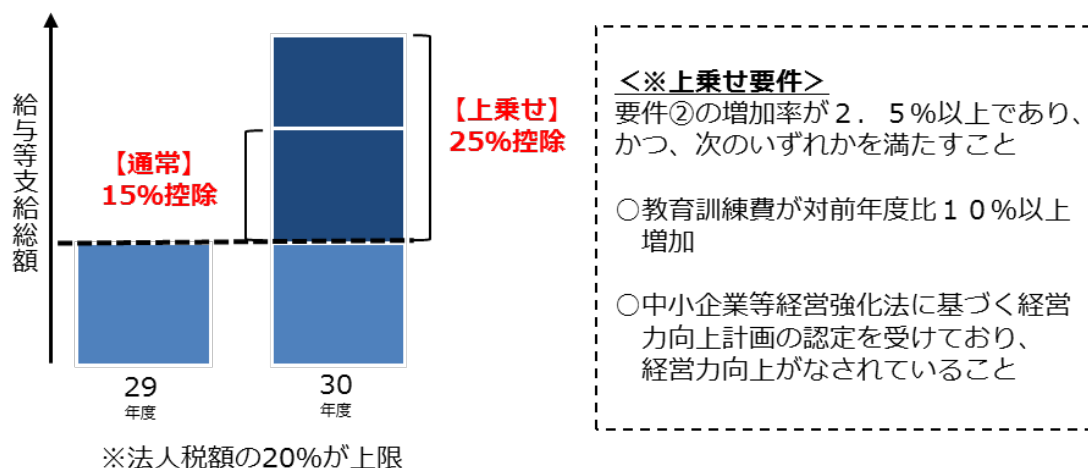
参考：改正後の制度概要

適用の要件

- 【要件①】給与等支給総額が前年度以上
※**基準年度との比較要件は撤廃**
- 【要件②】平均給与等支給額が前年度比で**1.5%以上**増加
※なお、**計算方法を簡素化**

税額控除

- 【通常】給与等支給総額の対前年度増加額の**15%の税額控除**
- 【上乗せ】一定の要件(※)を満たす場合は**25%の税額控除**



◎ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例＜延長＞

担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

I T 機器等の少額減価償却資産の導入を支援します。

30万円未満の減価償却資産を取得した際に、合計300万円まで全額損金算入を（即時償却）を認める措置について、適用期限を2年間延長します（平成31年度末まで）。

◎ 中小法人の交際費課税の特例＜延長＞

担当：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

交際費を使い、売上維持・拡大を図る企業を支援します。

定額控除上限額（800万円）までの交際費について、損金算入を認める特例措置の適用期限を2年間延長します（平成31年度末まで）。

各施策に関する連絡先

●各経済産業局等の中小企業課の連絡先

北海道経済産業局 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局 中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課	098-866-1755

●関係機関の連絡先

ジェトロ（日本貿易振興機構 東京本部）	03-3582-5511
中小企業基盤整備機構（代表）	03-3433-8811
日本商工会議所	03-3283-7824
全国商工会連合会	03-6268-0088
全国中小企業団体中央会	03-3523-4901

- ・詳しい情報は、中小企業庁ホームページをご覧ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- ・中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を
開設いたしましたので、こちらもぜひご覧ください。
<https://www.mirasapo.jp/>